

# 固定資産(土地)の

## 現況を調査します

固定資産(土地)は、総務省が定める固定資産評価基準および茂原市固定資産(土地)評価事務取扱要領に基づき、その年の1月1日の現況により地目を認定し評価します。

### ◆調査対象

主に土地の分筆、合筆、地目変更および現況の利用状況の変更(家屋の新築・滅失等)があった土地。

※なお、調査職員は「固定資産評価補助員証」を携帯しています。

### ◆地目認定の例

登記の地目と現況の地目が一致していない場合には、現況の地目によって認定します。例えば、登記地目が農地、山林または雑種地等であっても、住宅が建っている場合は宅地として認定します。また、認定の単位は原則として一筆ごととし、その土地全体の状況を観察して認定します。



## 固定資産税 (新築家屋)を 軽減します

平成30年3月31日までに家屋を新築された方で、次の要件をすべて満たしている場合に、一定の期間について固定資産税を軽減します。

### ◆対象要件

- ①専用住宅もしくは居住部分の割合が2分の1以上の併用住宅であること
- ②居住部分の床面積が、1戸につき50㎡以上280㎡以下であること(共同住宅の場合は、1戸につき40㎡以上280㎡以下)
- ③玄関、台所、トイレ、居室等があり、居室の要件を備えていること

### ◆軽減率

新築家屋にかかる固定資産税額を2分の1に減額  
※ただし、軽減の対象は居住部分について1戸あたり床面積120㎡までとなります。

### ◆軽減の期間

- ・一般の住宅⇨新築後3年度分
  - ・3階建以上の中高層耐火住宅等⇨新築後5年度分
- ※長期優良住宅の認定を受けて新築された方は、右記の軽減期間がさらに2年度延長されます。軽減を受ける場合は、固定資産税減額申告書および長期優良住宅認定通知書の写しを提出してください。

### ◆その他

一定の要件を備えた改修工事(住宅耐震改修に伴う工事、バリアフリー改修工事、住宅の省エネ改修工事)を行った場合にも固定資産税の軽減を受けられる場合があります。

お問い合わせは、

資産税課(2階)

☎(20)1579、FAX(20)1609へ。

## 平成30年 茂原市成人式



市では、新たに成人の仲間入りをする方々の門出を祝う成人式を開催します。

◆日時 平成30年1月7日①  
10時30分から11時30分  
(受付9時45分から10時15分)

◆場所 茂原市民会館

◆対象 平成9年4月2日～  
平成10年4月1日生まれ  
※市外に転出された方も出席できます。

お問い合わせは、生涯学習課(9階)  
☎(20)1559、FAX(20)1607へ。

## 第3回木造住宅耐震相談会

市では、平成12年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震化を推進するため、木造2階以下の一戸建ての住宅の所有者・居住者を対象に、個別簡易耐震相談会を開催します。

◆日時 8月25日① 13時～17時  
(1組50分程度)

◆場所 市役所8階801会議室

◆申込期間 8月1日①～18日①  
(土日、祝日を除く9時～17時)

◆申込方法 事前予約制(先着4組)となりますので、電話にてお申し込みください。なお、相談費用は無料です。

お問い合わせは、建築課(8階)  
☎(20)1588、FAX(20)1606へ。